

●男女の賃金の差異に関する情報

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	82.1%
正規雇用労働者	77.8%
非正規雇用労働者	94.8%

付記事項

- ・ 対 象 期 間 : 令和4事業年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)
- ・ 賃 金 : 基本給、超過労働に対する手当、特別手当を含み、退職手当を除く。
- ・ 正規雇用労働者 : 期間の定めなく、週40時間勤務する職員
- ・ 非正規雇用労働者 : 1週間の所定労働時間が正規雇用労働者に比べて短い者及び雇用期間の定めのある者